

令和8年第3回多賀城市農業委員会総会議事録

- 1 総会年月日 令和8年3月30日（月）
- 2 総会場所 多賀城市役所4階 401会議室
- 3 出席委員 農業委員8名、農地利用最適化推進委員4名
会長
第8番 小西 桃悦
会長職務代理者
第7番 遠藤 光浩
委員
第1番 赤井 利智子 第2番 伊藤 清彦
第3番 加藤 真崇 第4番 菅野 眞一
第5番 佐藤 孝市 第6番 中村 春美
農地利用最適化推進委員
北部区域 大橋 礼子 西部区域 熊谷 俊彦
中部区域 大場 幸一 東部区域 郷古 正夫
- 4 欠席委員
なし
- 5 議事
議案書のとおり
- 6 事務局出席職員
事務局長 千葉 一紀 事務局長補佐 千葉 泰弘
副主幹 佐藤 勝美 主 査 北野 佑樹
主 事 遠藤 和
- 7 欠席職員
農地係長 白岩 匡司
- 8 開 会 午後2時00分
- 9 総会の概要

事務局

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により農業委員定数8名のうち出席委員8名で定足数に達しておりますので、ただ今より令和8年第3回多賀城市農業委員会総会を開催いたします。

農地利用最適化推進委員は4名出席です。

それでは小西会長よりご挨拶をいただきます。

小西桃悦会長

～会長挨拶～

事務局

それでは、農業委員会規定第9条の規定により会長が総会の議長となり議事を整理することになっておりますので、今後の議事進行につきまして、会長よろしくお願ひします。

議長

それでは議事録署名委員の指名を行います。多賀城市農業委員会規程第20条第2項の規定により、議長において第5番 佐藤孝市委員と第6番 中村春美委員を指名します。

諸般の報告については、4ページに記載の内容を各委員御覧になってください。

続いて報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局より報告をお願いします。

事務局

それでは農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、次のとおり届出を受理したので報告いたします。

1番の総括表をご覧ください。件数は全部で1件ございまして、転用目的は一般住宅が1件です。地目は田で面積が106㎡、合計も106㎡となります。

続いて、2の届出者及び届出地になります。

届出者は表に記載のとおりです。

届出地は新田字堀西の2筆で、登記地目は田、現況地目は畑となっております。

面積はそれぞれ66㎡と40㎡で合計面積は106㎡です。賃借権の設定はございません。

転用地目は宅地となっており、施設概要は一般住宅です。受理日は令和8年3月3日となっており、1,000㎡以下のため開発は不要となっております。

報告は以上となります。

議長

西部区域担当推進委員より現地確認について報告願ひます。

西部区域担当推進委員

それでは報告します。

当該届出地は周囲を宅地に囲まれている市街化区域であり、転用に問題はないものと判断します。

議長

今の報告について質問はございませんか。

(なしの声)

続いて報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局より報告いたします。

事務局

それではお手元の資料7ページを御覧願います。

1の総括表を確認願います。

今回は全部で1件ございまして、転用目的が駐車場、地目は畑で面積は1,169㎡です。合計も1,169㎡となっております。

続いて、2の届出者及び届出地になります。

譲渡人及び譲受人は表に記載のとおりです。

届出地は栄二丁目の1筆で、登記及び現況地目は畑となっております。この土地については昨年度携帯電話の電波基地局建築にかかり建設現場としての一時転用により届出が出ておりましたが、一時転用が終了し、今回は駐車場として転用するため、新たに転用の届出があったものになります。

面積は1,169㎡で、合計面積も同様です。

転用地目は雑種地となっており、施設の概要は駐車場です。受理日は令和8年2月13日となっており、駐車場としての利用のため開発は不要となっております。

議長

東部区域担当推進委員より現地確認について報告願います。

東部区域担当推進委員

それでは報告します。

当該届出地は周囲を工場地帯に囲まれている市街化区域であり、転用に問題はないものと判断します。

議長

今の報告について質問はございませんか。

(なしの声)

それでは、続いて報告第3号 多賀城農業振興地域整備計画について事務局から説明願います。

事務局

本日机上配布させていただきました資料3「多賀城農業振興地域整備計画変更の概要」を御覧願います。

9月総会時に変更前の事前説明をしていました本件について、10月に農業振興協議会で変更案の承認を受け、11月に全員協議会で市議会議員の皆様へ説明を行い、12月から2月の期間中には計画案を公告し、縦覧に付しました。縦覧の結果としてましては、異議申立書や意見書の提出はありませんでした。

宮城県との本協議についても3月4日付けで同意する旨回答がありましたので、3月27日付けで公告し、ホームページ上での公開も行っております。

変更内容についてはお配りしている資料のとおりとなっております。本日は主な変更点に絞って概要のみお伝えさせていただきます。

ページの(1)農用地区域の設定方針にア～ウで示している方針に則り、農用地区域の見直しを図り、3頁の「2 農用地区域の変更箇所について」に記載のとおり除外地を選定し除外した結果、2頁の下部にある「見直し後」に記載のとおり44.4haの減少となりました。

4頁については、見直しにかかわる関係法令の抜粋になりますので、参考までに御一読いただければと思います。

5頁については「3 農業振興に係る項目」として、本市の農業振興に係る7つの項目を記載しておりますので、こちらも御一読いただき、本市の農業振興の方針について、今一度御確認を頂ければと思います。

事務局からの報告は以上です。

議長

今の報告について質問はございませんか。

(なしの声)

それでは以上で報告事項を終わります。

続いて協議事項に移ります

協議第1号 令和8年度年間スケジュール(案)について、事務局から説明願います。

事務局

それではお手元の資料7ページを御覧願います。

令和8年度年間スケジュール(案)についてです。

毎月25日前後を基本として予定を組んでおりますが、7月については、現在の委員の任期が7月19日であるため、7月20日に総会を開催し、辞令の交付を受けることが望ましいのですが、20日が祝日のため、翌日の7月21日に開催するものであり、問題がないことを宮城県農業会議にも確認を取っております。

8月については、例年通り総会後に農地パトロールを実施する予定としているため、午前11時からの開催としておりますので御承知おき願います。

また、宮城県農業会議の令和8年度の事業計画についても、本日机上配布によりお配りさせていただきました。研修会等の日程についてはあくまでも予定であり確定していないということでしたので、確定の連絡があり次第、総会等でお知らせさせていただきますので御了承願います。

以上、協議の上決定いただければと思いますのでよろしく願います。

議長

なにか意見や質問はございませんか。

(なしの声)

それでは、御異議なしということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは協議第1号については異議なしとして決定いたします。

続いて、協議第2号 令和8年度農作業標準料金設定(案)について事務局から説明願います。

事務局

お手元の資料11頁を御覧願います。

今月の5日に農作業標準料金設定検討会を開催し、表に記載のとおり案が提出されましたので、本日はこの内容をもって令和8年度農作業標準料金として設定してよろしいか協議いただきたいと思います。

昨年度からの変更点に絞って説明させていただきますと、赤字で示した部分が昨年度からの変更点となっております。

まず一つ目が令和7年度検討会の際に意見が挙がった色彩選別機の使用に係る料金を仙台農業協同組合協力のもと設定したものでございます。JA出荷とそれ以外とで料金を分けており、JA出荷であれば60kgで660円、JA以外への出荷であれば60kgで1,100円となっております。

なお、表の下部⑤に記載のとおり、2回以上選別する際は協議の上料金を決めていただくこととなりますので御承知おき願います。

続いて2つ目の変更点が、表の色彩選別の項目のひとつ下、昨年度まで「わら収集」としていた項目を「稲わら収集」と名称の変更を行っております。

最後が、表下部の⑥ですが、先ほど説明した⑤が追加されたことにより項番がひとつずれたため、併せて修正したものになります。

今回の変更点は色彩選別の項目追加が大きなものとなっており、全体の価格については発注者の負担や他市町村との料金比較を踏まえた上で据え置きとなっておりますので、併せて御承知おき願います。以上で説明を終わります。

議長

なにか意見や質問はございませんか。

加藤真崇委員

色彩選別の項目についてですが、「JA出荷」「JA以外出荷」と分けているが、これはJAで持っている選別機の価格であって、個人で持っている場合はどうなるのかという際に、分かりづらくなれないか懸念があります。

事務局

JAの選別機を使ってJAに出荷する場合と、JAの選別機を使ってJA以外への出荷や自家消費する場合の料金に分けております。

あくまでも J A 出荷時は割引が効いているものと判断し、個人の選別機等の場合は J A 出荷時以外の価格を参考にしつつ、相対で決定してもらえればと思います。

注意書き⑤についても、色彩選別の項目との関連性をより可視化するため、表中の色彩選別の項目の欄に注意書き⑤を確認することを促す文言を追加する形で修正させていただきます。

加藤真崇委員

分かりました。

議長

他に意見や質問はございませんか。

(なしの声)

それでは、御異議なしということによろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは協議第 2 号については異議なしとして決定いたします。

続いて、協議第 3 号 農地利用最適化目標の設定(案)について事務局から説明願います。

事務局

お手元の資料 1 2 頁を御覧願います。

この目標については、毎年度末までに案を作成して宮城県農業会議に確認を経た上で、県に報告するとともにホームページ上において本市農業委員会の目標として公表するものとなっております。

I 農業委員会の状況 1 農業委員会の現在の体制については実数を入力しております。

2 農家・農地等の概要については現時点における最新版である 2020 年版のセンサスに基づく数値を入力しており、認定農業者数、基本構想水準到達者数、認定新規就農者数については 3 月 5 に開催されました農振協議会において承認されたものを反映させた、4 月 1 日時点の数値を入力しております。

続いて II 最適化活動の目標 1 最適化活動の成果目標 (1)農地の集積については、①現状及び課題の「これまでの集積面積」が昨年度時点で 187ha だったものを、令和 7 年度中の集積実績である 13ha を追加して 200ha に、それに伴い集積率も 60.1% から 64.3% への上昇を反映しております。

②目標では、今年度の新規集積面積を 6ha から 4ha に改めております。これは、令和 12 年度までに集積率 70% を達成するために毎年何 ha 集積すればよいかを割り返して計算した結果であり、結果として昨年掲げていた 6ha より減少する形となっております。

それに伴い、令和 8 年度末の集積面積は 204ha を目標値としており、集積率は 65.6% を目標値としております。

続いて(2)遊休農地の解消については、①現状及び課題の変更箇所はありません。現時点において1号遊休農地が0.3haあり、内訳は緑区分が0、黄区分が0.3となっております。この0.3haは、多賀城重機や花の木舎等となっております。

用語の説明をすると、緑区分については除草等の作業によりすぐに農地として利用が可能な遊休農地を、黄区分については農地として利用するには重機等による工事が必要になる遊休農地を指しております。

②目標についてです。こちらについては、令和3年度時点の遊休農地面積を記入する必要があるため、緑区分については0.5ha、黄区分については0.3haとしております。実際には緑区分の0.5haについては令和4年度までに解消されており、現在は残っておりませんので御承知おき願います。

(3)新規参入の促進 ①現状及び課題については2024年度の浦山将輝氏のみとなっております。

②目標については、令和7年度の集積実績13haを入力し、3か年平均集積面積を36haとしております。

続いて2最適化活動の活動目標 (1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、月10日を設定しております。これまでも繰り返しお伝えしてきておりますが、「圃場に行って異常が無いかを確認した」や「立ち話の最中に来年は農地を貸したい(売りたい)」という話題が挙がって中間管理事業の利用を進めた」等も記録さえしていただければ1回にカウントされますので、もれなく活動記録を記載していただくことを強くお願いしたいと思います。

続いて(2)活動強化月間の設定目標については、

8月に「遊休農地の解消」、11月に「農地の集積」、2月に「新規参入の促進」の計3回を設定しております。

(3)新規参入相談会への参加目標については

新規就農希望者があった際に、関係各機関と連携の上適宜実施することとしております。

以上を、本市の最適化活動の目標として設定してよいかについて御協議をよろしく申し上げます。

議長

なにか意見や質問はございませんか。

(なしの声)

それでは、御異議なしということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは協議第3号については異議なしとして決定いたします。

議長

以上で協議事項を終わります。

続いて、情報提供等に移ります。事務局より説明願います。

事務局

お手元の資料15ページの「情報提供等」を御覧ください。

(1)農地中間管理事業の経過報告についてでございます。

こちらは、年度末ということもあり、今年度の現時点における総計を記載しております。令和7年度においては全部で83件の契約書を作成し、その内訳としては令和7年4月までに本市で作成したものが67件、5月以降に中間管理機構で作成したものが16件となっております。本市で作成した67件のうち60件は既に公告迄終了しており、残りの7件のうち3件は条件等が折り合わず契約破棄に、1件は公告前に出し手の死亡に伴い相続協議が整うまで待機状態、残る3件は出し手からの書類返送がない等の理由で現在意向の再確認を文書で行っているところでございます。

中間管理機構で契約書を作成したものについては、現在出し手又は受け手に書類を送付し、必要事項の記入押印等の作業を依頼しているところであるとのことです。こちらについては、書類が揃って中間管理機構から送付され次第総会に諮らせていただきますので御承知おき願います。

続いて(2)令和8年度農業用水の通水日程についてです。

宝堰水系が4月25日に自然流下による通水、4月28日に用水機場給水が開始される予定となっております。

加瀬水系については5月1日に通水を予定しております。

通水が開始されますと、用水路に水が流れ込みますので、事前に地区に周知を徹底していただき、子どもや高齢者等の転落による事故を防いでいくことを意識していただければと思います。

続いて(3)各種補助事業についてです。

机上に配布した「令和8年度多賀城市農業補助金のご案内」を御覧願います。

令和8年度中に実施する事業に対しての補助金についてのお知らせのチラシです。「園芸用施設補助金」と「農業経営支援事業補助金」の2つについての概要が記載されておりますので、地区内農家さん等に周知していただいて、必要とする方に情報が行き渡るように御配慮願います。

最後に(4)活動記録についてです。

輪番制で今回は、加藤委員と大橋推進委員より、活動内容について報告いただきたいと思っております。

～委員による活動内容報告～

事務局

お二方ともありがとうございました。

今後も引き続き農業委員会としての活動について、活動記録への記載の方、よろしくをお願いいたします。

続いて、来月の活動記録の報告についてですが、4月総会においては農業委員からは菅野委員、農地利用最適化推進委員からは熊谷推進委員をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

情報提供等については以上となります。

議長

それでは、情報提供等については以上といたします。

以上をもって議事の一切を終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。

事務局

それでは事務局からお知らせいたします。

次回の農業委員会総会は、4月24日（金）午後2時から北庁舎401会議室で行う予定としておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上を持ちまして、令和8年度第3回多賀城市農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 午後3時13分

以上、多賀城市農業委員会規程第20条第1項の規定に基づき、議事録を作成し、同条第2項の規定により署名捺印する。

令和8年3月31日

令和8年第3回多賀城市農業委員会総会

総会議長 小西 桃悦 ㊟

署名委員第5番 佐藤 孝市 ㊟

署名委員第6番 中村 春美 ㊟